

香川海区漁業調整委員会事務局の設置及び組織に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年3月30日

香川海区漁業調整委員会会長 高 橋 昭

香川海区漁業調整委員会規程第1号

香川海区漁業調整委員会事務局の設置及び組織に関する規程の一部を改正する規程

香川海区漁業調整委員会事務局の設置及び組織に関する規程（昭和47年香川海区漁業調整委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(局長の専決事項)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 職員の通勤手当の額の決定に関する事（特別急行列車等利用実績票及び高速艇利用実績票に係るものに限る。）。</u></p> <p>(5)～(10) 略</p>	<p>(局長の専決事項)</p> <p>第5条 局長は、次の事項を専決することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 職員の扶養親族の認定及び各種手当の決定に関する事。</u></p> <p>(5)～(10) 略</p>

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。